

令和3年8月20日

保育園・認定こども園・地域型保育事業
代表者 様

千葉県こども未来局
こども未来部幼保運営課長

保育園・認定こども園等における登園自粛の要請について

日頃より、本市保育行政にご理解・ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

現在、緊急事態宣言下における保育園・認定こども園等の運営については、国の要請を踏まえ、感染防止対策を徹底しながら通常通り開園しているところです。

しかしながら、在籍児童や職員の新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された市内の保育園・認定こども園等は週を追うごとに増加し、8月1日以降、陽性確認は80園を超え、1日以上臨時休園している園は約40園となっております。また、臨時休園の中にはクラスターと認定される事例が6園含まれるなど、園内の感染防止対策を徹底してもなお、かつてない勢いで感染が急速に拡大している状況です。

つきましては、感染拡大防止の徹底を図るため、保育園・認定こども園等の利用について、以下のとおりといたしますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、今後、国や県から方針が発せられ、本市としての対応を変更する場合には、皆様に改めてお示しいたします。

1 保育園・認定こども園等の利用について

- ・ 感染拡大防止を徹底した上で原則開所としますが、更なる感染拡大防止のため、可能な範囲で、児童の登園を控えるよう保護者の皆様に要請することとします。
- ・ 保育が必要な理由は様々であり、個々の家庭により事情は異なりますが、家庭での保育が可能な場合は、家庭での保育にご協力いただきます。

〔具体例〕 ※ 育児休業中は、週1～2日も登園を控えていただく

※ 父母いずれかが休暇を取得する場合は、登園を控えていただく

※ 在宅勤務の場合は、通常の通勤時間を除いた勤務時間程度の利用とし、保育園等の利用時間を短縮いただく など

- ・ 保護者の皆様には、保育園・認定こども園等の施設の性質上、3密状態の解消などは困難であることをご理解いただくほか、登園前の検温によりお子さんの健康状態を確実に把握いただくとともに、お子さんやご家族に発熱等の新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合は、保育園・認定こども園等の利用を控えていただくなど、感染拡大防止にご協力いただきます。

2 登園自粛要請期間

令和3年8月23日（月）～ 緊急事態宣言期間終了まで

（裏面あり）

3 保育料の減額について ※3歳未満のお子さんのみ

登園を自粛いただいた日数分の保育料は、日割り計算を行い、以下のとおり後日返金することとします。返金にあたり、保護者の方の手続きは不要とします。

- ・ 原則、決定済の保育料を一度お納めいただきます。
- ・ 後日、園から登園日数の報告を受け、日割り計算後の保育料を決定し、差額を返金します。
※ 後日、報告様式を送付しますので、児童ごとの登園日数の把握に遺漏なきようお願いいたします。
※ 民間保育園以外の園は、園から返金してください(返金額の分かる一覧表を送付します)。
- ・ 返金にあたり、保護者の皆様に保育料変更決定通知書を送付します。
- ・ 延長保育料は日割り計算の対象外です。

4 副食費の減額について ※3歳以上のお子さんのみ

食材料費の注文等を園がキャンセルできる食数分は、副食費を減額してください。保護者の皆様には、副食費の減額については、在籍園にご確認いただくようお願いしております。

5 その他

- ・ 在籍児童や職員、その同居家族がPCR検査や抗原検査を受検する場合（受検結果含む）や、濃厚接触者に特定された場合は、速やかに貴園経由で当課にご連絡ください。
- ・ 保護者の皆様宛の通知についても別添にお送りいたしますので、配付にご協力いただきますよう、お願いいたします。

【問い合わせ先】

幼保運営課 043-245-5726